

徳島情報発信拠点の改修委託業務に係る仕様書

1 委託業務名

徳島情報発信拠点の改修委託業務

2 目的

アワスクエアを JR 徳島駅前 に立地する優位性を活かし、施設コンセプトを徳島県の公式マスコットキャラクターである「すだちくん」を前端的に活用した店舗へとリニューアルし、若者や観光客といった新規客層の獲得による集客力の向上を図るとともに、情報発信拠点としての強化のための改修を実施する。

また、徳島阿波おどり空港 3 階の展示ケースは、魅力的な徳島県の物産展示空間として、看板及びケース内の老朽箇所を改修し、情報発信力の強化を図る。

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月10日(火)まで

4 業務内容

徳島情報発信拠点の改修委託業務

(1) 改修対象拠点

業務対象拠点は以下の 2 か所とする。なお、改修内容については、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構(以下、「機構」という。)と協議のうえ、決定すること。

① アワスクエア

所在:徳島市寺島本町東 3 丁目8 ダイワロイネットホテル徳島駅前 1 階 C

② 徳島阿波おどり空港 3 階の展示ケース

所在:板野郡松茂町豊久朝日野16ー2 3 階 搭乗待合室内

(2) リニューアルコンセプト

- ① アワスクエアは、徳島県公式マスコットキャラクター「すだちくん」を全面的に活用した店舗デザインとし「出会ってつながるすだちくんショップ」を軸に、買って(物販)・知って(観光情報)・作って(体験)を店舗コンセプトとする。
- ② 徳島阿波おどり空港 3 階の展示ケースは、シンプルでわかりやすく、伝わる展示を実現する。また、県の取り組みや、イベントに関連した季節展示などテーマ性のある情報発信を行う。

(3) 改修の内容

① アワスクエア

- ・ 完成イメージ図案は、平面図及び3D パース(色・照明込みでデザインを可視化)を用いたものとする。
- ・ 造作物のサイズや仕様について具体的に提案すること。
- ・ 店舗デザインは、原則専門性の高いデザイナー・経験豊富な者等によるデザインの提案が望まし

い。

- ・ 「すだちくん」の世界感を表現し、没入感のある空間デザインの提案すること。
- ・ 北側ガラス面に「すだちくん」を起用したフォトスポットなど遊び心のあるデザインシートを設置すること。
- ・ 店舗ガラス面の紫外線対策の設置すること。
- ・ 体験(ワークショップやポップアップ)イベントに対応可能な可動式のテーブル什器を設置すること。
- ・ 壁面パネルなどの造作を行う場合は、季節やイベント毎にデザイン転換が容易にできる仕様を提案すること。
- ・ 工芸品の展示や販売物の陳列を想定した陳列什器の設置をすること(展示商品数は100点前後を予定)。
- ・ バックヤードを確保し、従業員の休憩スペースに加え商品在庫を収納するための可動レール棚などの収納什器を設置すること。
- ・ コンセプトに基づく店舗ゾーニングに合わせたレジ台什器の設置をすること。
- ・ デジタル情報発信(サイネージなど W90×H170 程度)の設置をすること。

② 徳島阿波おどり空港 3 階の展示ケース

- ・ ケース上部の看板を設置すること。
- ・ ケース内部のクロスの改修をすること。
- ・ ケース内部のピクチャーレール、化粧板等のディスプレイ什器の設置をすること。
- ・ ケース内部の照明の設置をすること。
- ・ ケースのウィンドウ部分の改修をすること。
- ・ 設置物は全て適切な強度、耐久性、安全性を担保すること。

5 成果物

委託業務完了後、受託者は速やかに県が定める委託業務完了報告書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月10日(火)

(2) 提出先

公益社団法人徳島県産業国際化支援機構（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

(3) 提出物

- ・ 委託業務完了報告書 1部
- ・ 完成物(画像) 1式
- ・ その他機構が指示するもの

6 成果物の帰属及び著作権

成果物及び成果物作成のための関係資料(以下、「成果物等」という)に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう)を成果物の引渡し時に委託者へ無償で譲渡すること。

- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承認なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は委託者が当該著作物の利用目的のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物(業務を行ううえで得られた記録等を含む)を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 成果物の制作に際して他の著作物及び人物の利用許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続を行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

7 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、機構と十分協議の上、事業を進めること。
- (2) 機構は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。
- (3) 機構は、本業務の履行につき著しく不当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを要求することができる。
- (4) 受託者は、(3)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に機構に書面で通知しなければならない。
- (5) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損賠の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 受託者は、本業務完了後であっても、成果物に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受託者の負担にて修正等を行うこと。
- (9) 自然災害や疾病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、機構と受託者が協議して決定するものとする。